

防火ポスターコンクール 「平田 レイナさんの 作品がポスターに！」

毎年実施している防火ポスターコンクールについて、今年
は町内の中学生を対象に募集し
たところ、96点の応募があり、
審査の結果、次のとおり入選作
品が決定しました。

最優秀賞作品の中から平田レ
イナさんの作品を火災予防啓発
用ポスターに採用、町内の事業
所や観光施設などに配布し、火
災予防に役立てます。

1学年の部

最優秀賞 下田 紗矢華さん
(箱根町立箱根中学校)

優秀賞 藤元 愛子さん
(函嶺白百合学園中学校)

優良賞 村田 瑞葵さん
(函嶺白百合学園中学校)

2学年の部

最優秀賞 平田 レイナさん
(箱根町立箱根中学校)

優秀賞 永井 萌子さん
(箱根町立箱根中学校)

優良賞 井上 未来さん
(箱根町立箱根中学校)

3学年の部

最優秀賞 山田 紗莉奈さん
(箱根町立箱根中学校)



1学年の部 最優秀賞作品

優秀賞 大水 紅乃さん
(箱根町立箱根中学校)
優良賞 山本 萌乃さん
(箱根町立箱根中学校)



2学年の部 最優秀賞作品



3学年の部 最優秀賞作品

町内の4施設(ホテル・ 旅館)に金色の 「表示マーク」を交付

防火安全性を利用者に提供し、
安全・安心な宿泊施設を利用し
ていただくことを目的に「防火
対象物に係る表示制度」が平成
26年4月1日から全国一斉に開
始されました。

この制度は、町内のホテル・
旅館などの関係者からの申請に
基づき、消防が審査し、表示基
準に適合していると認められた
場合、金色の表示マーク(有効
期限1年間)が交付され、それ
が3年間継続した場合、金色の
表示マークを交付するものです。
今回、町内で初となる金色の
「表示マーク」の交付式を、10
月2日(月)に行い、4施設のホテル・
旅館に交付しました。

金色の表示マーク交付施設

(平成29年10月1日現在)

- ◎日産自動車プリンス健康保険
組合湯本保養所(湯本茶屋)
 - ◎箱根の森おかだ(湯本茶屋)
 - ◎ハイアットトリージェンシー箱
根リゾート&スパ(強羅)
 - ◎箱根仙石原プリンスホテル
(仙石原)
- ※対象となる建物 地上3階建
て以上で収容人員が30名以上の
ホテル・旅館などが対象です。



なお、表示マークの交付を受
けるためには、消防関係法令に
適合し、かつ、建築構造・防火
区画・階段などが建築基準法に
適合していることが原則となり
ます。
※申請の際は、消防本部消防総
務課予防係に電話をし、申請日
時などについて調整を行ってく
ださい。

なお、申請書は、消防本部消
防総務課予防係にあります。ま
た、町ホームページからもダウ
ンロードできます。
照会先 消防本部消防総務課予
防係 ☎214505

「火の用心 ことばを形に 習慣に」 ― 秋季火災予防運動 ―

少しずつ寒さが増すこの時季
に、火災を未然に防ぐことを目
的として11月9日(木)～15日(水)ま
で「秋季火災予防運動」を実施
します。

この運動は、火災の発生しや
すくなるこの時季に、皆さんに
防火を心がけていただき、尊い
生命や財産を奪う火災を防ぐた
め、全国一斉に展開されるもの
です。

実施内容

- ・防火ポスター展(役場本庁舎
住民ホール) 11月9日(木)～15
日(水)
- ・幼年消防クラブを対象にした
防火・防災教育
- ・防災業者による老朽化消火器
の回収(有料)及び消火器・
住宅用火災警報器の販売11月
11日(土)10時～12時(消防本部
箱根分遣所) 13時～15時(役
場本庁舎・仙石原分遣所)
- ・住宅用火災警報器の普及促進
活動
- ・地域消防団を中心とした地域
防火推進活動
- ・「空き地・空き家の管理」
放火、たばこの投げ捨てなど
による火災を未然に防ぐため、

生ごみ処理機器 購入費補助について

ごみの減量化を推進するため、
電気式生ごみ処理機、生ごみ堆
肥化処理容器を購入した方、業
務用生ごみ処理機(処理能力10
kg/日)を購入またはリースし
た事業者等に、購入費等の一部を
補助します。

対象 町内に住所を有し、か
つ居住している方または町内に
事業所を有している事業者。町
税を滞納していない方。

補助額および補助基数

【電気式生ごみ処理機】

購入費の2分の1以内(補助限
度額3万円)・1世帯または1
事業所につき1基

【生ごみ堆肥化処理容器】

購入費の2分の1以内(補助限
度額5千円)・1世帯または1
事業所につき2基

【業務用生ごみ処理機】

購入金額に設置費用を加えた額
またはリース期間中の各年度額
の2分の1以内(補助限度額
100万円)・1事業所につき
1基

申請方法 環境課までお問い合
わせください。

照会先 環境課
☎8519565

所有者、管理者は適正な管理を
お願いします。

- ・ 空き地の管理
- ① 枯草は刈り取るか、土砂など
で埋めましょう
- ② 燃えやすいものがある場合は、
周囲をフェンスなどで囲い、
みだりに人が入れないように
しましょう

・ 空き家の管理

- ① 簡単に人が出入りできないよ
うに施錠しましょう
- ② 燃えやすいものを周囲に置か
ないようにしましょう
- ③ ガス、電気は確実に切って、
プロパンボンベ、危険物(灯
油など)は、置かないように
しましょう

照会先 消防本部消防総務課予
防係 ☎214505

消防本部からのお知らせ 「住宅用火災警報器」について

住宅用火災警報器は10年を目
安に交換が必要です。
住宅用火災警報器は、古くな
ると電子部品の寿命や故障、電
池切れなどで火災を感知しなく
なるおそれがあるため、**日頃の
点検がとても大切です。**
電池式の住宅用火災警報器本
体や電池の寿命はおおむね10年
となっています。設置から10年
を目安に住宅用火災警報器は交

陸上自衛隊高等工科学校 生徒募集案内

・ 陸上自衛隊高等工科学校生徒
(推薦)
応募資格 中卒(見込含) 17歳
未満の男性
推薦については中学校長の推
薦などが別途必要です。

受付期間 11月1日(水)～12月1
日(金)

試験期日 平成30年1月6日(土)
～平成30年1月8日(月)の間の指
定する1日

・ 陸上自衛隊高等工科学校生徒
(一般)
応募資格 中卒(見込含) 17歳
未満の男性
受付期間 11月1日(水)～平成30
年1月9日(火)

換しましょう。(設置時期を確
認するには本体に記載されてい
る「製造年」を参考にしてくだ
さい)

また、住宅用火災警報器を火
災予防条例の基準どおり、寝室
などに設置されている住宅を対
象に、「住宅用火災警報器設置
済シール」を申請に基づき、無
料で交付しています。

申請方法は、申請書に住宅用
火災警報器の設置状況の確認が
できるもの(写真など)を添付
し、近くの消防署に持参して
ください。

申請書は各消防署にあります
が、町ホームページからもダウ
ンロードできます。

設置済シールの効果は、玄関
先などの目立つ場所に貼ること
により、悪質訪問業者を防止す
ることができ、また、設置して
いることを近隣にアピールする
ことで、地域全体への普及や防
火意識の向上につながります。
住宅火災から身を守るため、
まだ設置していない住宅につ
いては、住宅用火災警報器を設
置しましょう。

照会先 消防本部消防総務課予
防係 ☎214505

試験期日
(第1次試験) 平成30年1月20
日(土)

(第2次試験) 平成30年2月1
日(木)～平成30年2月4日(日)の
間の指定する1日

・ 教育及び卒業資格【共通】
通信制高等学校に入学し、生
徒課程修了時に高等学校の卒業
資格を取得することができます。

身分は特別職国家公務員(生徒
で、手当の支給を受けながら高
等学校教育などを受ける制度で
す。
・ 自衛官候補生については、通
年、募集を実施しています。
問合先 自衛隊小田原地域事務
所(小田原市栄町1-14-9
NTビル3F)
☎046512413080

11月は不法投棄撲滅 強化月間です

「不法投棄をしない! ゆるさない!」
させない! ゆるさない!
不法投棄は犯罪であり、法律により罰せ
られます。みなさんのポイ捨ても業者の大量
不法投棄もどちらも不法投棄です。
不法投棄は、地域の景観を損ねるだけで
はなく、河川や土壌の汚染を起こす原因に
もなりますので、絶対にしないようにしましょう。

◎不法投棄をされないために
不法投棄をされない環境づくりには、**地
域のみなさんの協力が不可欠**です。
不法投棄をされた物は、その場所(土
地)の所有者、管理者が処理すること
となっています。
所有者、管理者の方は、不法投棄をされ
ないためにも、樹木等の管理や柵を設けたり
看板を掲示したりするなど、不法投棄を
されないよう適切な管理をお願いします。
照会先 環境課 ☎8519565